

中小企業資金融資制度



中小企業信用保険法及び千葉県信用保証協会の信用保証制度に基づき、市内中小法人及び個人事業主へ融資を行っています。また、融資を受けた事業者へ利子補給を行っています

資金種類		貸付限度額	貸付期間	貸付利率	利子補給率
事業資金	運転資金	1,000 万円	60 か月以内	36 か月以内 年 2.6%	年 1.3%
	設備資金	3,000 万円	120 か月以内	60 か月以内 年 2.7%	
創業支援資金	運転資金	併せて 1,000 万円（特定創業 支援事業者は 1,500 万円）	60 か月以内	84 か月以内 年 2.8%	
	設備資金		120 か月以内	120 か月以内 年 3.0%	

定義

中小企業者 中小企業信用保険法第2条第1項に規定する者のうち、協会の信用保証の対象となる業種に属する事業を営む者をいう。

創業者 産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「強化法」という。）第2条第29項各号に規定する創業者をいう。

運転資金 仕入れ又は手形若しくは買掛金の決済等に要する資金をいう。

設備資金 生産若しくは販売に必要な機械又は器具に要する資金及び店舗、工場、事業所等の移転又は新築、増築若しくは改築に要する資金をいう。

事業資金 中小企業者の経営に必要な運転資金及び設備資金をいう。

創業支援資金 創業者の創業及び経営に必要な運転資金及び設備資金をいう。

貸付要件

◇事業資金

- (1) 市内で同一の事業を1年以上営む者又は県内で同一の事業を1年以上営む者であって、新たに市内で事業を開始しようとするものであること。
- (2) 個人で事業を営む者にあつては、市内に住所を有していること。
- (3) 協会が必要と認める場合は、担保又は連帯保証人のあること。
- (4) 市町村税を完納していること。
- (5) 融資に係る事業資金は、市内の事業所等に要するものであること。

◇創業支援資金

- (1) 次に掲げる創業者の区分に応じ、それぞれ次に掲げる要件を満たすこと。
 - ア 強化法第2条第29項第1号の創業者 市内に住所を有し、事業を営むための事業所を市内に設置しようとする者であること。

イ 強化法第2条第29項第2号の創業者 市内に住所を有し、事業を営む事業所を市内に有している者であること。

ウ 強化法第2条第29項第3号及び第5号の創業者 事業を営む事業所を市内に設置しようとする者であること。

エ 強化法第2条第29項第4号及び第6号の創業者 事業を営む事業所を市内に有している者であること。

- (2) 協会が必要と認める場合は、担保又は連帯保証人のあること。
- (3) 市町村税を完納していること。
- (4) 融資に係る創業支援資金は、市内の事業所等に要するものであること。

連帯保証人要件

- (1) 県内に1年以上引き続き居住し、独立の生計を営む者であつて、債務を担保し得るものであること。
- (2) 市町村税を完納していること。

利子補給対象外の資金使途

原則として、乗用車は対象外とする。

その他、設備資金において、個別判断することもありますので、申請の前にご確認ください。

利子補給交付の時期

毎年12月末日までの利子補給を翌年3月末日までに行う。

留意点

この制度は、千葉県信用保証協会の信用保証に基づく融資であることを前提としております。よって、上記要件を具備していても、協会の審査を通過しなかった場合は、融資を行うことができませんので、ご了承ください。

また、次のいずれかに該当する場合は、利子補給を停止します。

1. 貸付金の償還を怠った場合
2. 事業を廃止又は休止した場合
(市外移転を含む)
3. 当初の融資期間を超えた場合

問い合わせ 大網白里市 商工観光課 振興班
TEL0475-70-0356